

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第六十一号

昭和二十七年六月三日(火曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

五月三十日委員赤松管子君辞任につき、その補欠として波多野野君を議長において指名した。

六月二日委員波多野野君辞任につき、その補欠として赤松管子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君 野濤 勝君 木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君 黒田 英雄君 西川甚五郎君 瀧淵 春次君 小林 政夫君 小宮山常吉君 田村 文吉君 森 八三二君 江田 三郎君 大野 幸一君 下條 恭兵君 菊田 七平君 油井賢太郎君 木村禧八郎君

委員外議員

中川 以良君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君

大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君

大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君

大蔵省理財局長 石田 正君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

常任委員 小田 正義君

会専門員 小田 正義君

参考人

日本開発銀行理事 中山 素平君

本日の會議に付した事件

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○長期信用銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○國際通貨基金協定及び國際復興開發銀行協定への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第六十回の大蔵委員会を開会いたしました。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案、右について質疑を行います。

○木村禧八郎君 今度の改正案によつてですね、政府からの何ですが、これが見返資金からの借入が規定してあるのですが、これはそのほかにはどう

いうところから……資金運用部なんか将来借入れ得る予定になつていゝるんで

すか。この借入の問題について少し詳しく説明してもらいたいと思つたので

○政府委員(河野通一君) 差当り今考えておりますのは、今お示しのありましたように、見返資金からの借入と

いうことを予定いたしております。そのほか資金運用部資金のほうからも開發銀行自体の金繰り、及び資金運用部

資金自体の資金繰りの点から考えまして、可能であります限りにおいてはこ

れも予定いたして参りたい。今のところでは具体的に何億資金運用部資金か

ら出すというのを予定いたして参りません。今後の資金繰りの状況を見たら

上で、必要があれば出す、こういうつもりでございます。大体予想されます

借入先は見返資金と資金運用部資金を予定いたしております。

○木村禧八郎君 それから、この開發銀行の二十七年の資金運用計画の中

で肩替り分はどのくらいあるか、新規貸付分はどのくらいという資料はござ

いせんか。

○政府委員(福田久男君) お答えいたします。政府出資その他回收金等で大

越を予定いたしましたして、残金が一般の産業に対する貸付金として予定されて

おります。

○木村禧八郎君 そうすると二百五十億になるでしょう、二百億と言われま

したが、百億を引きますと……。

○政府委員(福田久男君) 二百五十億円です。二十億程度の繰越を予定い

たしまして残りが貸付金というふう

に予定されておるわけです。

○木村禧八郎君 そこに私、その開發銀行の運営方針として新規貸付よりも

むしろ肩替りの方に重点を置いて行くというのを、目下この運用方針も

そうなつていようですが、そうしますと肩替り五十億なんです、二十七

年度。とにかく開發銀行の一つの大きな狙いはその肩替りということにある

んでしよう。ウエイトが非常に小さいんです、肩替りのウエイトが。これ

は前にも問題になつたと思つたのですが、その今後の運営の方針としてはど

ういうふうな考えなんですか。

○政府委員(河野通一君) お示しのよ

うに開發銀行の使命は新規の開發資金の貸付と既存の開發資金の肩替りと、

二つあるわけでございます。どちらにウエイトを置くかという点につきまし

ては、資金量が十分でありますれば両方並行してやつて行くということが適

当であらうと思つておりますが、何分にも非常に大きな需要が一方に控え

ております。資金量に財政その他の關係からおのずから制限がある、そ

ういふ場合におきましては先ず何よりも新規の開發資金の需要に對してで

きるだけ行つて行くのがどうして先になる。それで先ずそれに対して

融資をやつて、なおかつ資金繰り上余裕があればできるだけ肩替りのほうへ廻

して行くということが少くとも目下における開發銀行の融資方針としてとら

べき基本的な考え方ではないかといふふうに思つております。従いま

して現在のように新規の開發資金に對する需要が非常に多く、且つ開發銀行自

体の資金量が、必ずしも一〇〇%十分でないという場合におきましては、今

申上げましたようなことで新規の貸出をやつて、なおかつ余裕がありました

限りに於いて肩替りをやる、こういうふうな運用方針であつたと思つたのであ

ります。

○木村禧八郎君 それはおかしいです

ね。政府のこの金融政策といふものはちつとも一貫してないのです。実は

開發銀行は今銀行局長の御説明と反對なんです。この最初の使命は大体にお

いて肩替りということが主であつたと思つて居ります。余裕があつたら長期金融

をする。私はそうじゃないかと思つたのです、それは両方ありますけれども、ウ

エイトはそうであるように前開いたんです。そう説明されておりました。で

すからこの長期金融政策に對する政府の一貫した構想がまだできていないと

思つたのです。長期信用銀行といふものも出て来るのですけれども、これか

ら一体どういふ方針で行くのか、そこ

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

のところがさつぱりわからないので、今後はやはりこの開発銀行を中心にして長期金融というものをやつて行くのか、或いは又今度は長期信用銀行、そういうものを先ず中心にしてやつて行くのか、どうもそのところがはつきりしないのです。これは長期信用銀行のときにも私は開きたいと思つたのですが、この際一体政府はその銀行法を出すとすることを、改正案を出すということまで何回も言われたのですが、銀行法はまだ出て来ていないのです。まだね。この銀行によつて貸出制限のこういう問題で何回もぶつかつておるようでありませうけれども、一体この銀行がまだ出て来ないうちに、こういう長期信用銀行というのが出て来る。又開発銀行においても今ウエイトの中心を開発に非常に置いておる。一体この銀行法の今後の改正法との関連において今後のその長期金融政策というものをどういう体系においてやつて行くか、その点どうも我々わからないのです。何だかそれがその場でその場で、或るときは肩替りに重点を置き、或るときは新規開発に重点を置き、その体系的な一つの構想がさつぱりわからないのですが、その点一つ説明して頂きたいのです。

○政府委員(河野通一君) 御見解の点はいろいろ、私どもの考えと違ふ点があるかと思いますが、私は開発銀行法を改正し、或いは長期信用銀行制度を新しく作つて頂きたいとお願ひ申し上げております。少くとも一つの長期金融について一つの体系的な考え方を持つて進んでおるつもりであります。お話のように開発銀行は肩替りを、先ず既存の開発資金に対する肩替りを主とし

てやるのだという事は、少くとも私の承知しております限りにおいては、そういうふうな説明をして新規の開発資金は従属的にやるのだ、従属的な機能のものであるというふうな説明はいたしておらんと思つておるべきであります。この点はたび／＼少くとも私は一貫して先ほど申し上げましたように、御説明を申上げて参つておられます。これは衆議院でも同じことを申上げて参つておるのではありませんが、その点は何か誤解がおありになるのではないかと思つております。その点は、私の承知しております限りにおきましては、先ほど私が申し上げました通りに、一貫して答弁申上げておられます。

それから長期金融に対する一つの体系的な考え方を、これは私どももいたしたとしては、開発銀行の受持つべき長期金融の分野と、長期信用銀行なりその他の長期金融機関の受持つべき分野とはおのずからそこに限界がはつきりしておるわけでありまして、長期金融銀行の受持つこととは、民間の金融機関としてこれが長期金融に対する一つの大きな本筋になるものと考へておられます。而も資本が足りない、資本の蓄積が十分でない日本の現在の金融状態から見まして、政府機関たる開発銀行が民間の金融機関における長期金融を補助して行くということが当面どうしても必要である、そういう考え方から開発銀行の長期金融の部面というものは受持たれて参ると思つておられます。而も新規の長期金融に対する需要が御承知のように非常に大きい。電源開発にいたしても或いは船にいたしても、その他非常にいろいろ方面に重要な長期資金の需要が起つて参つておられます。これらに對しまして新規のものとして開発銀行

は相当大きな寄與をいたして参らなければならぬ。而も先ほど申し上げましたように、財政資金としては必ずしも無制限にこれをつけて参るということもできないのでありますから、そのいわば限られた資金量の中で先ず新しい資金による需要を満たして、然る後に肩替りをやつて行くということも必要になつて来ると思つておられます。これにつきましてはかね／＼私からはたび／＼申し上げておるのであります。なお開発銀行から中山理事も来ておりますから、必要がございましては補足的に説明を聞いて頂いて結構かと思つております。

○参考人(中山善平君) 只今木村さんから開発銀行の運営方針に關連した御質問がございましたので、私からお答えいたします。この問題につきましては前々回の国会でございましたが、たしか木村さんから、御質問頂きました。私お答えしたことがあるのでございませうけれども、開発銀行といたしましては、今銀行局長がお話になりましたように、業務といたしまして新規の開発資金の貸付と返済資金の貸付、つまり肩替り、それからもう一つ私どもとしては非常に大きな仕事として考へておられますのは復興金融庫の回収事務でございます。この三つにつきまして我々はどういふことが重点があるかと、どういふふうに分けておられません。いづれも同じような重点度で考へておられます。ただそこに資金量として多い少ないが出て参ります。開発銀行が持つておられます資金量の問題と、それからもう一つは資金の需要の緊要度と申します。前には占領下であつたために、我々の質問に対して司令部のそういう意向が反映されたかも知れないので、

しましてから、たび／＼御説明があつたと思つて、自家発電とか、鉄鋼とか、石炭とか、いわゆる基礎産業の設備資金というものに相當の資金をつけて参りまして、本年度におきましてもその継続事業はかなりございませう。類をいたしまして大体百億近くのものがあるとして出て来ることになりまして、その上に本年度政府金融機関としての開発銀行が資金をつけなければならぬ新しい設備資金もかなりございませう。従つて本年度我々が現在予想されております先ほどの三百五十億といつたような資金量を配分いたします場合に、どうしても継続事業その他新規の開発資金に相當部分が割かれます。従つてその残余のもので肩替りと申しますか、返済貸付をすることになるわけがございまして、その結果今御質問のような開発銀行が肩替りを輕視しておるのじやないかというふうな数字的な御質問が出るのでございませう。もう一つ過りまして、開発銀行設立のときに司令部のほうに一部開発銀行としては肩替り一本で行くべきじやないかという意見のあつたことは事実でございます。日本政府としてはその考え方にむしろ反対でございまして、その結果開発資金という新規の貸付が入つて来たことは御承知の通りでございます。そういう経緯から見ましても、開発銀行の運営方針というものがいずれにも片寄つておるものではないといふことはおわかりだと思つております。

○木村八郎君 それでわかつたのですが、前には占領下であつたために、我々の質問に対して司令部のそういう意向が反映されたかも知れないので、

説明の仕方としては何だか肩替りに重点を置くというふうに我々聞いたのです。前に、それで肩替りに重点を置くというよりむしろ肩替りのほうにウエイトが少い、こういうふうな説明があつた。私は肩替りについていい悪いは別問題だ。肩替りが少いから大いにやれと、こういう意味で質問しておるのじやない。従来そういう説明があつたのにかかわらず、大いに肩替りに力を入れて行くというのに五十億程度、そこで今後或いは見返資金の回収の借入金、或いは資金運用部資金の借入れ、こういうものによつて肩替りに大いに力を入れて行くのかどうか、こういうふうな思つたもので、聞いたのです。今後の融資分というものは肩替りのほうに向けて行く方針なんですか、政府借入金は。

○参考人(中山善平君) 或いはこの前私のお答えが木村さんに誤解をお與へしたかも知れませんが、我々として先ほど申し上げましたように、どちらに重点を置くという考え方はございませう。従つて肩替りが従来の成績から見ますと非常に額として小さいものでありますから、私どもは資金が殖えればもう少し肩替りをしたいというふうなことは申上げたと思つて、今後の政府借入金でございませう。これもまだ資金量その他がはつきりしておられません。私どももこれを全部肩替りに向けるとか、或いは全部開発資金に向けるとか、そういうことはちよつと今の場合お答えできませんのでございませうが、やはり先ほど申し上げましたように、資金のそのとき／＼のやはり需要と申しますか、そういうものと思つて

おりまして、実は本年度もすでに肩替りをして二十六億いたしました。これはどういふ事情でいたしたかと申しますと、電力関係の設備資金の肩替りをいたしましたのでございますが、御承知のように電力関係の民間金融機関からの資金の借入というものがかなり殖えて参りまして、従来は社債の前貸しと申しますか、将来発行いたします社債を引当にして市中銀行からかなり出ておりましたのですが、この限度が相当高くなっておりまして、従つてここで多少市中銀行の電力関係の融資を肩替りするということが今後の電力融資を民間において円滑に行うに必要と考へられましたので、この五十億と予想されております肩替りのうち本年度早々に二十六億肩替りしたわけでございまして、さういふ趣旨で今後も或いは政府から借入金ができる場合には適宜考へて行きたいと思つております。

と二十六年、二回に亘つて償却を行なつておる。而も開発銀行になつてから又償却を行なつておるのですが、大体金額が合計で九億になつておる。そこで我々としては個々別にどういふ会社に対して償却を行なつたかを詳細に我々は検討する義務があると思つておる。すけれども、いろいろ事情を考慮すると、個々の会社については発表できないので、私もその間の事情も必ずしも無視できないと思つておる。一応個々の会社についての資料の提出は強く要求はいたしません。一応業種別について大体資料を提出して頂く。併し昭和二十三年の分については、これはもう随分前の償却でありますから、これはどうですか、個々の会社について発表しても差支えないのじやないですか。弊害はないのじやないですか、二十三年度について……その点伺つておきたいのです。

年についてはこれからまだ回収できるのに、さういふものを発表して回収困難になるといふことはよくないと思つておる。我々も一応それは考慮します。併し弊害がないということがわかつた分については一応必要があるんじゃないか。二十三年はもう相当古いのですから、殊に今後債務保証の範囲が拡大されたりなんかして、又開発銀行になると監査する機能は国会よりはかなくなつて来るのです。復金の場合と違つて、従つてどうしても我々はさういふ責務があるわけでは、その実害があり、或いは相当弊害があるのを無理にここで何でも発表するのはこれはむちやなことですか。さういふことを言つておるのじやないのです。その点ちよつと若し差支えなかつたならば二十三年度について、個々の分ですね、十四件ありますから、二十三年、これ発表して頂けないかと思つておる。

ら、そのほうから、どの程度のことを申上げて差支えないかということをごに一つ開発銀行のほうからお聞きを願いたいと思つておる。

いと限つたものではございません。従いましても発表しても差支えないという程度のものにつきましては、開発銀行に相談の上発表することにいたします。

○木村福八郎君 今度の改正案によると債務保証業務も行へることになつて、従来の融資肩替りに加えてさういふ何と申すのですか、若しそれが不良債になつたような場合、悪い債権になつたような場合、その損失を政府が背負わなければならぬ、さういふ範囲が拡大されて来ると思つておる。そこでこれまでの従来の復金の貸出の仕方について我々は質問し、資料を要求しておつたのですが、一応我々資料は提出して頂きましたが、これだけでは我々よくわかりません。特に第一次償却、第二次償却について資料を頂きましたが、この資料について一つ説明をして頂きたいのです。それで復金においては従来とかく噂があつたことは御承知の通りで、二回も、昭和二十三年

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお諮りしますが、今債権内容の個々というお話がありまして、銀行の経営に、運営に影響があるような面があるかも知れません。無論これは政府当局の説明如何ですが、さういふ場合に又お諮りしますが、秘密会にする必要があるかどうかということについてとお諮りしますが、大臣が見えましてからそれはあと廻しにして、大臣に対する質問に移つてよろしいですか。

○木村福八郎君 それはいいですけれども、結末をつけて下さい、今質問をされているのですから……この前の申合せではいろいろ事情があるからというので、個々については一応我々遠慮したんですが、併し二十三年度についてはもう非常に古いことですか。二十六

○政府委員(河野通一君) この点につきましてはこの前木村さんにもお答え申上げましたようなことで、回収上の問題もございまして、二十三年当時償却をいたしましたものにつきましては個々の会社につきましてはまだ結末がついていないものも相当あるのです。中には或いはすでに解散も、破産もしてしまつたというふうなもので、申上げて差支えないものもあるかも知れません。併し相手に対する信用の問題もありまして、いろいろ非常な例外的なものはつきりしたものにございまして、或いは申上げていいかと思つておるが、十四件につきましてすべてそのけりがついておるとは申上げかねるわけですか。或いは若しお許しを頂けますならば開発銀行の当事者がおりますか

○田村文吉君 今の問題は秘密会でもいいから御発表願ふことであつて……○木村福八郎君 大臣が見えましてから大臣に対する質問をほのかにかたにして頂くとして年度別、業種別の貸付金償却一覽表、これはあとで説明してもらいたいと思つておる。

銀行では融資のできないもの、困難なものに對してやるということがこの法律に大体ある。そうすると、つまり金額が大き過ぎて民間ではできないという意味にとるか、或いは危険率が多いからとるか、その辺のずから區別があるという解釈はどういう点に、解釈をお持ちであるか。

○國務大臣(池田勇人君) その法案にありますが、開発銀行と思ひますが、開発銀行のほうは資金量の問題もさることながらやはり危険率或いは特殊目的という点もあるものであります。長期信用銀行につきましてはそういうことは余りなくて、主としてコンマーシャル・ベースによつて長期金融をやつて行く、こういう考へ方でございます。

○田村文吉君 そうすると、主とした區別は企業にかなりの危険率を持つておるが、國家としては開発する必要がある、こういう見地から開発銀行を利用する、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○國務大臣(池田勇人君) その通りでございます。

○田村文吉君 次に現在でも見返資金から今年度は五百億でございますか、私企業に対する貸付金が出るわけでありまして、それと開発銀行の貸付とはその間にどういふ區別をお持ちになつて行く方針でありますか。

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金から出ます部分、先般予算委員会等で御説明申し上げましたように三百億の発電、百四十億の造船その他、中小企業並びにその他として四十億ばかりあつたと思ひます。こういうふうな状況でございます。開発銀行のほうは一応政

府のほうでこういう方面が重要産業と思はれるというので業種別に相当のものをつけておるのであります。例へば重点産業的なもの、又日本の資材……何と申しますか生産補充の原動力になるもの、こういうふうな大きく分けて個々の業態はきめておりません。即ち造船とか発電とかいうことでなしに業種別に相当つけておるのであります。

○田村文吉君 そのほか又開発銀行で全産業につきまして重点的に運用して行く、こういうことに相成ると思ひます。

○田村文吉君 そうすると、おつしやる意味は將來は見返資金のものも全部開発銀行に成るべく振替えて行く、又振替えないでも今後資金の統制限りにおいては成るべくそういう開発銀行の手を通じて貸して行く、こういう御趣旨と解釈してよろしうございませぬか。

○國務大臣(池田勇人君) その通りでございます。復金の分も引継ぎますし、見返資金のほうも開発銀行のほうへ大体持つて行く考へでございます。

○田村文吉君 ついでに伺ひますが、現在では見返資金からお貸付になる金利その他の貸付条件と、今の開発銀行の条件とは大分違ふのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 見返資金のほう七分五厘でございます。開発銀行は一割ちよつと超えておつたと思ひます。

○田村文吉君 電源の開発とか、或いは石炭とか、鉄鋼とかいう重要産業でありまする限りできるだけ金利の安いものがいいのでございませぬか、そこで

わざ／＼開発銀行を通さなくても見返資金で政府がそのまま貸して行くという方針がどういふ点でいけないのであります。ちよつとお伺ひいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 私は開発銀行で総合的に考へ願つてやつたほうがいいのではないかと。見返資金の制度というものは終戦後の特殊の状態でございますので、政府資金というところに變りがございます。私は一体として運用して行くのが適當であると考へております。

○田村文吉君 それから今の開発銀行の引継ぎました復金の七百八十七億でございますが、これに對して只今木村委員から御質問もございまして、若干の償却を毎年おやりになつておる。二十六年度においては五億二千円、償却をおやりになつておる。私も仄かに聞くところによりまして、相當にすでに全く回収不能に陥つておるようなものも相當多額にあるように聞いておるのであります。この点につきましても、これは開発銀行の御当局でもよろしいのでございませぬか、そういう点についてはどういふ考へでありますか。

○参考人(中山繁平君) いずれ後ほど木村さんの御質問に對してもお答えいたしますけれども、私どものほうで見るとおやり回收不能というふうな額につきましても、実は前々その機会にお話申し上げておると思ひますので、御承知のように長期の金融でございませぬかと回収不能という判定を下しますのはなか／＼むずかしい問題でございまして、特に終戦後のいろいろな経済状況の変化から見ますと中には怪我

人もございませぬし、病人もございませぬ。併しながら全部、殆んど全部のものが担保を取つて貸しておられますので、その後の価格の変動その他から見ますと担保を処分いたしますれば十分回収がつくというふうなものもかなり多いのでございませぬ。これは長期金融の場合には当然くつて来る問題でございまして、現在多少模様が悪いといふものにつきましても私もこれからはせいの努力をいたしましてそういうつた担保物件の処分その他につきましても、それだけの不良債というものは出ないのじやないか。それから後ほど申上げますけれども、私も償却をいたしましたも、これをそのまま捨ててはおりませぬ。會計的に見ましても全部償却して、償却後にも回収を続けさせていただきますので、償却いたしました全部回収不能だといふふうにもお考へ願ひないほうがいいのじやないかと思ひます。

○田村文吉君 次に今度開発銀行の資本金を三百億に増加されまして、それになお復金の回収金が、復金の債権が殆んど全部資本金に振替わるようなことに相成りますので、この開発銀行といふものの資本金がやつとなかなかかわらない。幾らが一体資本金なのかというふうなことがちよつとわからなく相成るのでございませぬか、これは復金の債権をそのまま資本金に送り込んで一向差支えないのであります。が、もつとこれをはつきり資本金を幾らとすることに、而もそれを法律で定めるということが必要のように考へるのであります。現在の、今度の法案及び昔の法律から見ますといふ

と、そのまま予算が許す限りにおいて大蔵大臣の許可を得れば資本金が幾らでも増加できる、そういうことになりませぬので、金額が非常に多額にもなる慮れもございませぬし、又これの貸倒れとか、その資金の用途を誤るといふようなことが起りますと、國民に非常な迷惑がかかるのでありまして、資本金をもつと明確にはつきり表示する方法をとることはできなかったものでありませぬか、この点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 代つてお答え申し上げます。この資本金の点は先ほどお話のように一般會計その他から入れますもの約三百億を加えて、復金に對する政府の出資を引継ぎましたものを資本金に振替えられたもの、合せまして千五百十二億といたしまして、現在の法律で資本金になるわけでございます。これを千五百十二億と書けば實はいいわけなのであります。丁度切替りのときでありましたので一応その金額の明示をいたしましたので、こういう形で入つて来たものを資本金に振替える、こういう形ですべてのものを資本金にするといふことの合計が数字として出て参る、いずれ近いうちにこれらの條文は十分整理をいたさなければならぬのであります。が、経過的に、今申しましたとおり、今申した資本金がございませぬという規定をいたしました次第であります。いずれはそうなると思ひます。

○田村文吉君 今の問題は丁度この前の輸出入銀行のときに同様な御意見があつたのであります。千五百十二億なら千五百十二億といふことに、法律

によつて資本金をきめるということにすることが政府として非常に御都合の悪い点があるのではありますか。

○政府委員(河野通一君) この点は実は銀出入銀行についての資本金の規定を当委員会御修正になりましたので、それに合せる意味で日本開発銀行法の資本金の規定もあつたに直したものであります。実は当初輸入銀行法と同じように簡単な規定になつておつたのであります。これをその輸入銀行の規定に合せる意味でどういふふうに直したものであります。

○田村文吉君 それからこれは開発銀行の御当局に何つて結構なんでありませうが、新しく開店早々の貸出金に對する償却累計が四十七件で三億七千万円というものを計上されているようでありませうが、これは復金のほうのものとの関係はないのであります。ただ店を開けたばかりで四十七件三億七千万円の償却ということは余りにこの常軌的にならぬとおかしく感ずるのであります。間違ひありませんで

○参考人(中山素平君) 本年度二十六年度で償却いたしましたのは、開発銀行が開業いたしましたから融資いたしました開発資金の償却ではなくて、旧復金の承継償却の分でございます。それからなせ私どもが二十六年度にこうした償却をいたしましたかということをお申上げます。

○田村文吉君 いや、そのほうがいいのですよ。ちよつと伺いますが、復金のほうが五億二千万円で、それから一般のものが四十七件三億七千万円と、こういう数字が出ています。それが、そ

れは何か私のほうの見聞違ひでしようか。

○参考人(中山素平君) この開銀における償却という欄に入つておりますのは、つまり二十六年度の三月末は開発銀行になつておりますので、それから償却した債権の内容は復金の債権でございます。開発銀行になつてから償却した債権分というふうには復金時代

の償却、それからあとの二十六年度の後半の分は開発銀行になつてからの償却分と、内容は先ほど申した通りであります。

○田村文吉君 大体わかりましたが、ただ御説明にはいずれも二十六年度分と書いてある。そうするとちよつとこれは新規の分だし、前の五億のほうは古い分だと、こう私も呑み込むのですか……

○参考人(中山素平君) これは私どもが調整いたしました表が多少おわかりにくかつたと存じますが、二十六年度、つまり本年の一月十六日に私も復興金融庫を承継いたしましたのであります。その承継前二十六年度中に復金で償却した分なのでございます。それからあとのほうは開発銀行になりましたから二十六年度の決算で開発銀行が償却した分、そういうふうには御解釈願ひたいと思ひます。

○田村文吉君 御承知の通りいづれにいたしましても国民の血税から出ております金でございますので、ちよつと

○政府委員(河野通一君) 御質問の点は国民の租税から集まつて参りました資金をもとにして運用される大事な資金を運用いたしております開発銀行の使命に鑑みましてそれが非常に国民の負担に、結局それを加重するような結果になつた場合に責任をどうするかということであると思ひますが、開発銀行といたしましては十分銀行業務としての立場から終局において国民にできるだけ負担をかけないような方法で運用されることが望ましいと思ひます。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつとお尋ねしますが、委員外議員中川君から発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) それでは中川君。

○委員外議員(中川以良君) 私は先般通商産業委員会と本委員会との連合委員会におきまして只今上程されております日本開発銀行法の一部改正に關して大蔵大臣に御質問申し上げたいと存じておつたのであります。遺憾ながら当日は大蔵大臣も銀行局長も御出席なく誠に失望を感じたのであります。その際御質問を申し上げました

は、そのときの事態に於て考へて参らなければならぬと思ひます。

○田村文吉君 最後に開発銀行の御当局に伺いますが、今の三億七千万円は過去における復金の分を二十六年度の開発銀行開業後に継承したものであるという御説明でございましたが、すでに開発銀行を御開業になつてから以後において不良の貸付等は私はないと申し上げたいと存するのであります。が、なお念のためにどういふ点について實際どういふふうによつておられますか、御失態と言つちや悪いが、そういう点はありませんか。

○参考人(中山素平君) 昨年の五月に開業いたしましたからまだ日もないのでございますが、私どももいたしましても旧復金時代の政府金融のいろんな経験というふうなものも十分参考にいたしまして慎重な貸付をいたしておりますので勿論只今までのところ御質問のような融資は出ておりません。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつとお尋ねしますが、委員外議員中川君から発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) それでは中川君。

れども一切要領を得ておりませんので本日特に委員長のお許しを得まして委員外発言を求めた次第でございます。

○田村文吉君 御承知の通り一昨年から始めて、当座は月一億、三カ月三億という、それをその後殖やしましたが初めのほうは申出が多かつたのですが、併しこの頃になつて少しく余りはかゝしくないので予定ほどは出ていない。従ひまして今幾ら残

○委員外議員(中川以良君) 三十億とお答えをいたしました。見返資金の中小企業に出しております。従来未貸付金というものは私は相当の額に上つておると思ひます。これも恐らく三十億圓ぐらいあるのではないかと存じます。が、その点はどうかと存じます。

○田村文吉君 御承知の通り一昨年から始めて、当座は月一億、三カ月三億という、それをその後殖やしましたが初めのほうは申出が多かつたのですが、併しこの頃になつて少しく余りはかゝしくないので予定ほどは出ていない。従ひまして今幾ら残

○田村文吉君 御承知の通り一昨年から始めて、当座は月一億、三カ月三億という、それをその後殖やしましたが初めのほうは申出が多かつたのですが、併しこの頃になつて少しく余りはかゝしくないので予定ほどは出ていない。従ひまして今幾ら残

つておりますか……二十五年度におきましては、二十六年度におきましては、私の予定したほどは出ておりません。やはり二、三十億残つておるのでないかと思ひます。併しこれは情勢によりまして或る程度殖やし得る金がないから貸せなかつたという理由はないのであります。

○委員外議員(中川以真君) 更に二十七年に見返資金から中小企業に出される予定の額はどのくらいでございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 大体二十億くらいではなからうかと思ひます。

○委員外議員(中川以真君) そういたしますと、開発銀行に引継がれたところの三十億余の貸付金に對しては、毎年これのいわゆる回収があると思ふのであります。大体どのくらいの額を一カ年に見込んでおられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 四、五億乃至五、六億じゃないかと思ひます。

○委員外議員(中川以真君) そういたしますと、開発銀行が、要するに中小企業分といたしまして見返資金勘定から受継いでおります、いわゆる今後の使ひ得る金というものを概算して見ますと、只今の一カ年に約四億回収されまると、それから従来の未貸付の分が約三十億、更に本年度、二十七年に予定されますものが二十億、合計五十四億くらいが一応充當される、かようにみなして差支えございませんでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 代つてお答え申し上げます。先ほど大蔵大臣から未貸付分三十億と申上げたのは、今年度の運用計画と

しての二十億が含まれております。それと大体合せて三十億程度と申上げたのであります。と申しますのは、年度二十億入れておりますのは、去年から組んでおりました予算の額に達しなかつたものを今年度繰越しまして、新たに二十億計上したわけでありまして、それと合せて三十億、従いまして未貸付が三十億で、その上に二十億加えてあるというわけではございません。そういうふうにご御了解願ひたいと思ひます。

○委員外議員(中川以真君) そうすると、三十億と、一応回収したものを中小企業に充當されると仮定いたしましたるなら三十四億、かようにみなしてよろしいと思ひますか。そこでなお承りたいたいの、先年復金もやはり同様の中小企業に貸付けておられます金も引継がれたのであります。これが先般伺つたところでは九十億圓というふうになつておるのであります。それで差支えございませんでしょうか。

○政府委員(河野通一君) さようでございます。○委員外議員(中川以真君) そういたしますと、一応開発銀行といたしましては、今の九十六億圓に三十四億圓を加えました百三十億圓というものは、大体中小企業に充當されるものと、かように解釈をされると思ふのであります。そこで私が特に承りたいたいの、これらの中小企業に出してあります金の回収をされましたもの、例えば復金の、これは九十六億圓の中にはこれから回収されるのを見なくちやいけません、それはどのくらいでございますでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 大体十億程度と考へております。これは二十七年に引継いで、中小企業との関係がございまして、これは續けて参ります。が、新規の貸付については、私は商工中金等でやつて行くのが適当じやないか、こういうふうな考へを持つてゐるのであります。

○委員外議員(中川以真君) 開発銀行といたしまして中小企業に貸付けておつたものは、一応これが回収をされた時には再び中小企業に還元をされるというふうな一応原則を持つておられるかどうか。或いはこれらのものが開発銀行の本来の使命の下に、大企業にのみこれらのものが今度は流れて行くかという点が私ども非常に疑問になつてならないのでございしますが、その点御方針を大蔵大臣として御言明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは厄介な問題でございます。(笑)私は開発銀行の使命から申しますか、得てして大企業のほうに行きたがるのではないかと、或いは持つておるのであります。従いまして今こゝでの答弁といたしましては、これだけの中小企業にすでに貸付けたもの、又貸付を予定しているものにつきましては、当座は開発銀行でやつて行つてもよろしいと思ひたいと思ひますが、今後の問題としては、商工中金なり或いは農林中金なり、或いはその他の適当な金融機関でやつてもよろしいと思ひます。

○委員外議員(中川以真君) 非常につきりした御答弁を頂きまして、私は、通産委員会での点を皆が心配しておりました点が非常に晴々しくなつたように思ふので、殊に中小企業が今日の日本の産業の大きな部門を占めております際、今の大蔵大臣の御発言は極めて適切なる御発言と(笑)私は感謝をいたしております。そこで開発銀行の中に當座といたしまして何かやはり中小企業に對する部門をお設けにならなければ、私は私はずかしいのじやないかと思ふのであります。この点は大蔵省として何かお考えが……中山理事とされましてどういふふうな……この点を御処理になるか、そういうふうな機関は開発銀行の中に設ける必要はないとお考えか、或いはそういう機関を設けて中小企業を大いに重要視されるというお考えでありましたらどうか、どうでしょうか。

○委員外議員(中川以真君) 非常にはつきりした御答弁を頂きまして、私は、通産委員会での点を皆が心配しておりました点が非常に晴々しくなつたように思ふので、殊に中小企業が今日の日本の産業の大きな部門を占めております際、今の大蔵大臣の御発言は極めて適切なる御発言と(笑)私は感謝をいたしております。そこで開発銀行の中に當座といたしまして何かやはり中小企業に對する部門をお設けにならなければ、私は私はずかしいのじやないかと思ふのであります。この点は大蔵省として何かお考えが……中山理事とされましてどういふふうな……この点を御処理になるか、そういうふうな機関は開発銀行の中に設ける必要はないとお考えか、或いはそういう機関を設けて中小企業を大いに重要視されるというお考えでありましたらどうか、どうでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 回収されたお金を再び貸付けるのみならず、それよりもうんと大きい金を貸したいというふうな考へておられます。(笑)○委員外議員(中川以真君) 非常にはつきりした御答弁を頂きまして、私は、通産委員会での点を皆が心配しておりました点が非常に晴々しくなつたように思ふので、殊に中小企業が今日の日本の産業の大きな部門を占めております際、今の大蔵大臣の御発言は極めて適切なる御発言と(笑)私は感謝をいたしております。そこで開発銀行の中に當座といたしまして何かやはり中小企業に對する部門をお設けにならなければ、私は私はずかしいのじやないかと思ふのであります。この点は大蔵省として何かお考えが……中山理事とされましてどういふふうな……この点を御処理になるか、そういうふうな機関は開発銀行の中に設ける必要はないとお考えか、或いはそういう機関を設けて中小企業を大いに重要視されるというお考えでありましたらどうか、どうでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 回収されたお金を再び貸付けるのみならず、それよりもうんと大きい金を貸したいというふうな考へておられます。(笑)

○委員外議員(中川以真君) 非常にはつきりした御答弁を頂きまして、私は、通産委員会での点を皆が心配しておりました点が非常に晴々しくなつたように思ふので、殊に中小企業が今日の日本の産業の大きな部門を占めております際、今の大蔵大臣の御発言は極めて適切なる御発言と(笑)私は感謝をいたしております。そこで開発銀行の中に當座といたしまして何かやはり中小企業に對する部門をお設けにならなければ、私は私はずかしいのじやないかと思ふのであります。この点は大蔵省として何かお考えが……中山理事とされましてどういふふうな……この点を御処理になるか、そういうふうな機関は開発銀行の中に設ける必要はないとお考えか、或いはそういう機関を設けて中小企業を大いに重要視されるというお考えでありましたらどうか、どうでしょうか。

○委員外議員(中川以真君) 非常にはつきりした御答弁を頂きまして、私は、通産委員会での点を皆が心配しておりました点が非常に晴々しくなつたように思ふので、殊に中小企業が今日の日本の産業の大きな部門を占めております際、今の大蔵大臣の御発言は極めて適切なる御発言と(笑)私は感謝をいたしております。そこで開発銀行の中に當座といたしまして何かやはり中小企業に對する部門をお設けにならなければ、私は私はずかしいのじやないかと思ふのであります。この点は大蔵省として何かお考えが……中山理事とされましてどういふふうな……この点を御処理になるか、そういうふうな機関は開発銀行の中に設ける必要はないとお考えか、或いはそういう機関を設けて中小企業を大いに重要視されるというお考えでありましたらどうか、どうでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 回収されたお金を再び貸付けるのみならず、それよりもうんと大きい金を貸したいというふうな考へておられます。(笑)

○政府委員(河野通一君) 開発銀行は、御承知の通り復金を引継ぎましてから中小企業専門の専門家をたくさん持つております。従いまして中小企業の金融を今後やつて参りますにつきましても、その能力上支障はないと思ひます。ただその場合に、特別の部を設けるか設けなかつたかという事は、むしろこれは末の問題になると思ひます。開発銀行自体でやるのが一番その目的に適合するような機構を考へれば、或いは特別の部を設けるかと思ひます。その必要はないかと思ひますので、なお開発銀行の中山理事もおりますので、お聞き願ひたいと思ひます。

○参考人(中山素平君) 開発銀行のほうといたしましては、先般總裁がこゝで銀行の考へ方というものを申上げたので、私からも重ねて申上げませんが、今御質問の点でございますが、銀行局長は、開発銀行は中小企業の専門家が雲のようにおるから支障ないという、非常にお褒めの言葉を頂いておられます。若し私どもが中小金融を今後やつて行くという上には、業務の体制といたしましては、かなり考へなければならぬものが多いと思ふのでございします。或いはこれは私の個人的意見でございますが、御質問のような専門の部が必要になつて来るかも知れませんし、或いは地方の機構等につきましても私どものほうは只今大阪と、それからこの六月の二日から名古屋と、福岡と、この三支店しか持つてお

○参考人(中山素平君) 開発銀行のほうといたしましては、先般總裁がこゝで銀行の考へ方というものを申上げたので、私からも重ねて申上げませんが、今御質問の点でございますが、銀行局長は、開発銀行は中小企業の専門家が雲のようにおるから支障ないという、非常にお褒めの言葉を頂いておられます。若し私どもが中小金融を今後やつて行くという上には、業務の体制といたしましては、かなり考へなければならぬものが多いと思ふのでございします。或いはこれは私の個人的意見でございますが、御質問のような専門の部が必要になつて来るかも知れませんし、或いは地方の機構等につきましても私どものほうは只今大阪と、それからこの六月の二日から名古屋と、福岡と、この三支店しか持つてお

○参考人(中山素平君) 開発銀行のほうといたしましては、先般總裁がこゝで銀行の考へ方というものを申上げたので、私からも重ねて申上げませんが、今御質問の点でございますが、銀行局長は、開発銀行は中小企業の専門家が雲のようにおるから支障ないという、非常にお褒めの言葉を頂いておられます。若し私どもが中小金融を今後やつて行くという上には、業務の体制といたしましては、かなり考へなければならぬものが多いと思ふのでございします。或いはこれは私の個人的意見でございますが、御質問のような専門の部が必要になつて来るかも知れませんし、或いは地方の機構等につきましても私どものほうは只今大阪と、それからこの六月の二日から名古屋と、福岡と、この三支店しか持つてお

りませんので、地方機構等の若し中小金融を担当する場合には、かなり拡充しなければならぬという構構上の問題があると思いますが、ここではつきりどうこうするということは申し上げかねると思ひます。

○野澤勝君 中山さんの御答弁が私は開発銀行の今までの性格ではなかつたかと思ひます。私もさういふふうには拜聴しております。今池田大蔵大臣の答弁によりますと、これは誠に私どもの要求と言いますか、期待したような御答弁で、私どもは非常に喜んでおりますが、最初開発銀行の法案が出た当時における私の質問に対しては、大体重要産業を対象にしているという御答弁でありました。今中山理事の運営の構想におきましても、私はその方針が一貫されていると思ひます。そこで、たまたま河野銀行局長は、中小企業に対する専門家がよりよとしていこうというお話でありましたが、かような一貫しない御答弁だとすると、私どもは非常な不安を感じます。で、いま一応大蔵大臣からこの点に関する前の方針と、構想の変らうとする違ひをこの際お聞きしておきたいと、こう思つております。

○国務大臣(池田勇人君) 御承知の通り、復命時代の債権を引継ぎました。復命時代には大産業のみならず中小企業までも握つておつたのであります。そこへもつていって、お話をしよう日本の開発を目的とする、主として大産業を相手にしやすいう銀行ができたのでありますから、そこにちがはくが起つて来ているのであります。で、私が先ほど申上げましたように、このちがはくをどうするか、開発

銀行にも中小企業のことをやらすか、やらさんか、こういう問題もあるわけなんです。そこで、私は当座の間は復命時代の経験者もおられることとごぞいいますから、これを続けて行こう。併し今後開発銀行が、大産業のみならず中小企業に對しても、日本経済開発の役目を持つて行くかどうかという問題については、先ほどお答えした通りに、他の国民金融公庫或いは商工中金、農林中金がございしますが、この方面にもつて行つてやらしたほうがいいのではないかと、さういふ考えを持つておられます。従いまし開発銀行の将来のあり方につきましては、中小企業部門についてははつと研究をしたい、当座は続けて行かなければならぬ、さう考へておられるのであります。人の有能な人が多いといふのは程度問題でありまして、(笑声)今までのコネクションをこのまま続け行つて差支えない、さういふ氣持と御了承願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 その点については私も前回總裁等にも質問したのですが、どうしても開発銀行でやることになれば、本来の開発銀行の融資、その点から言つても今大蔵大臣の言われたことと同じような意味において、どうしても中川議員は念を押されたけれども、中小企業の融資の枠というものは減らさざるを得ないのではないか。それからも確保できないと私には考へる。それから中小企業の融資の問題では、開発銀行の機関ではやりにくいという点については同じではあります。併し設備資金に限定をされることは困るので、やはり運転資金についても相当長期の運転

資金を要するわけで、さういふ点についても併せて日本の中小企業融資の場合には考へなければ現在の中小企業金の詰りという問題が解決できないし、先般私は銀行局長にも、この開発銀行で中小企業融資を扱ひならば、中小企業についてはこの限りではないといふふうには、設備融資に限らないという修正を考へるべきではないかという意見も言つたのであります。大蔵大臣の、当分は日本開発銀行で一応やるけれども、後、別の方法を考へるといふ御意見については、非常に賛成なのであります。賛成であります。その際には是非今の運転資金も、同時に一般の金融機関に乘らない、金融ベースに乗らない運転資金についても、併せて設備資金と同時に考へられる方法を御考案願ひたいのであります。

第六部 大蔵委員会会議録第六十一号 昭和二十七年六月三日 【参議院】

な私は意見が有力ではないかと思つております。中小企業の問題については追加をしますが、私といたしましてはできるだけ中小企業の方に政府資金を廻すように……。先般の百五十億のうちで、銀行に廻した九十億というの、これは六カ月拂ひの納税資金の肩替り、さういふのでやつておられますが、相互銀行、或いは信用金庫、或いは商工中金では、今回は六十億も出して、相対長目眼でやつて行こう、さういふ方法で中小企業のはうは考へておるのでございします。今後におきまして、商工中金の債券の引受け、又国民金融公庫への一般財源からの出資、資金運用部からの借入等につきましては、十分考慮して行きたいといふふうには考へておられます。

○委員外議員(中川以實君) 私も中小林君のおつしやつた通りに、見返資金の中小企業に対する融資が十分に消化されてない、さういふところはつきり長期のいわゆる設備資金に消化して、長期の運転資金にはこれが許されないと、さういふところに、私は非常に日まてネットがあつたように思ひます。これは従来は司令部がございまして、司令部のこれに対する認識が十分でなかつたように思ひます。取戻したのであります。今日日本が真に自立を取戻したのでありますから、大蔵大臣の御権限によつて、是非この中小企業の長期の運転資金をこの見返資金からお出しを頂くようにお取計らいを願ひたいといふことを特に私は要望をいたします次第でございします。

○国務大臣(池田勇人君) 大体同感でございしますが、今見返資金でやつておられますのは実は大蔵、各地方銀行を通じての申込み、経費の節約はさうやつてできますが、やはり本来の考へ方から言ひますと、小林君の言うよう

て、大蔵従来より活版に中小企業の金融に對して御配慮を頂いておられる点は、誠に私どもも敬意を表しておるところでございします。併し何と申しましたも長期のやはり資金がなければ、中小企業も十分なる今日の合理化その他中小企業の振興を図ることができないのでございします。で、資金運用部資金の中から直接貸出ができるという方途をやはりこの際講ずべきであると思ひます。この問題は、今日の資金運用部資金法によりますと、貸付は開発銀行、国民金融公庫、或いは輸出入銀行等に限られておられますが、これへ更に農林中金、商工中金を当然加えられるべきであらうと思ひます。大蔵大臣はお考へか。これに對しましては、商工中金には、それは商工債券を引受けおられるからいといふ御答弁があつたかと思ひます。御答弁があらうかと思ひます。併し、商工債券の引受けにいたしましても、割引債券は引受けをすとおつしやりながら、今日なお引受けが實際において行われておらないやうな実情であります。この点は非一つ認識を新たにされまして、この資金運用部資金法の一部を改正しても、直接農林中金、或いは商工中金に貸付ができるようにお取計らいを願ひたいと思ひます。特にこの際私には伺いたいの、仄聞をいたします。先般の閣議の席上において廣川農林大臣よりこの問題が取上げられました。農林中金に是非直接貸出をすべきである、殊に麦の統制撤廃のこの機会にこれを断行すべしといふ強い御主張があつて、閣議においてこれが了承されたやうに伺つておられるのであります。若しも農

林中金にこれが許されるならば、私は当然商工中金にも同様なことが配慮されるべきだろうと思ふのであります。何となれば、農林関係の、或いは農産物の加工その他等はことごとく商工中金の傘下にある者がやつてゐるのであります。さういふ片手落の御処置がとられないように私は願ふのであります。この間の事情等も併せて大臣の御説明を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 国庫金と資金運用部の金とは性質が違ひますので、資金運用部の運用につきましても、農林中金の債券、或いは商工中金の債券を引受けております。幸いに今商工中金の債券は相当売れております。強いて割引債券を引受けなくても支障はございません。それから国庫金の運用でございます。これは商工中金にも農林中金にも預け得るのであります。従ひまして商工中金には、先般の十日ほど前の預金につきましても、一週間にわたり前の預金につきましても、十億円商工中金に預金しておりました。農林中金はまだいたしておりません。これは百五十億の政府の指定預金以外に別にとりまして、麦の買入とか、或いは肥料の問題が片付きまして金額が確定して農林中金に預けることにいたしました。このわけでございまして、従ひまして別に商工中金と農林中金を繰り扱ひにするとどう考へば毛頭ないので、両方とも適當に行くようにやつてゐるのであります。資金運用部の引受は両方債券をやる。それから政府資金の預託も事情によりまして商工中金に十億円を先ず出す。今商工中金のほうには相当出てゐると思ひます。三十八億ださうであります。それほ出ております。農林中

○委員外議員(中川以良君) 資金運用部資金からの直接の貸付という問題については、今御答弁になつておりましたが、その点を……

○國務大臣(池田勇人君) これは債券の引受で貸付と同じ効果を現わすようにいたしてあります。

○委員外議員(中川以良君) 農林中金のほうには資金運用部資金から直接貸付をするというふうな議が諮られたやうでございまして、この点はどうか

○國務大臣(池田勇人君) 資金運用部から直接にという事は私は聞いておりませんが、それは今の政府資金を貸して、預けてくれ、こういう意味と心得ております。

○委員外議員(中川以良君) そうすると、廣川農林大臣の主張せられたというの、その点が誤り伝えられたのでございませうか。

○國務大臣(池田勇人君) 私ははつきりした記憶はございませんが、得てして資金運用部資金も、それから政府の預託金も同じように政府資金とお考へになるので、そういう誤解があつたのじやないかと思ひますが、廣川君がそういうことを主張いたしましたどうか、記憶はございませんが、とにかく表とか肥料については或る程度政府資金を出してくれ、それはよからう、こういうことは言つております。

○委員外議員(中川以良君) 私は今の債券の引受でなく、やはり開発銀行に出されてゐるやうに、資金運用部資金法を一部改正して、一つ農林中

○國務大臣(池田勇人君) 閉鎖機関の金が百億ほどございまして、食糧証券を抱いておつたと聞いておりますが、最近これを一部の銀行に預けてゐるやうに承知してゐるのであります。御承知の通り閉鎖機関の金は清算人がその責任においてやるのでございまして、大蔵大臣がとやう清算人に命令するといふことは如何かと思ひます。又資金の性質上、これを一般の政府資金のやうに全国の銀行とか、或いは二百の信用金庫とか或いは七十の相互銀行に預ける、こゝろ全部の金融機関に分けて預けるというわけにも行きません。私はこの閉鎖機関の百億の金が食糧証券なり、或いは一部の銀行に預けられることは適當だと思ひますが、政府資金を一般の金融機関に預託するやうに、何百の口数に分けるというやうなことを清算人に命令するわけには行かんと思ひます。これは考へようでございまして、閉鎖機関の清算人が食糧証券を持つておらうが、或いは銀行預金をしようが、やはり同じことなんで、日銀が持つ食糧証券の問題、預金部の持つ食糧証券の額の問題、こゝろいろいろの兼ね合いでございまして、私は強いてこれをどうせよといふやうな問題ではないと考へております。

○委員外議員(平沼彌太郎君) 長期信用銀行法案についての御質疑がございまして……

○小林政夫君 銀行局長にお伺いしますが、この開発銀行法の第三十九條で、会計検査院の検査は一応「開発銀行からその業務の委託を受けた銀行」を、今度の改正で「その他の金融機関」といふやうに、範圍を「その他の金融機関」まで拡げるといふことではあります。開発銀行の融資を受けた融資先については会計検査院は検査できないといふことですか、反面解釈は……

○政府委員(福田久男君) 会計検査院の検査の規定であります。銀行その他の金融機関と拡げましたのは、委託を受ける委託先の金融機関の範圍を他の條文において拡げたためであります。それから会計検査院の検査をいたします相手方は、委託を受けた金融機関におきましては開発銀行の一種の手足として動いてゐるといふ意味合いにおきまして、開発銀行に対する会計検査院の検査がそこまで及ぶという趣旨で設けられたわけでございます。他方融資先では金を貸したという關係だけで、政府機関そのものに対する検査権をそこまで及ぼすことは少し行過ぎではないかといふやうに考へられます。

○委員外議員(平沼彌太郎君) この両案に對する大蔵大臣に対する質疑は大体終了したものとしまして、差支えございませんか。

○國務大臣(池田勇人君) それでは午前の委員会はこれを以て休憩いたします。

午後零時十九分休憩
午後二時三十一分開會
○委員外議員(平沼彌太郎君) 大蔵委員会を再開いたします。長期信用銀行法案について來議院で修正された案が回付されておりましたので、この法案の政府當局の説明を聞くことにいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 閉鎖機関の金が百億ほどございまして、食糧証券を抱いておつたと聞いておりますが、最近これを一部の銀行に預けてゐるやうに承知してゐるのであります。御承知の通り閉鎖機関の金は清算人がその責任においてやるのでございまして、大蔵大臣がとやう清算人に命令するといふことは如何かと思ひます。又資金の性質上、これを一般の政府資金のやうに全国の銀行とか、或いは二百の信用金庫とか或いは七十の相互銀行に預ける、こゝろ全部の金融機関に分けて預けるというわけにも行きません。私はこの閉鎖機関の百億の金が食糧証券なり、或いは一部の銀行に預けられることは適當だと思ひますが、政府資金を一般の金融機関に預託するやうに、何百の口数に分けるというやうなことを清算人に命令するわけには行かんと思ひます。これは考へようでございまして、閉鎖機関の清算人が食糧証券を持つておらうが、やはり銀行預金をしようが、やはり同じことなんで、日銀が持つ食糧証券の問題、預金部の持つ食糧証券の額の問題、こゝろいろいろの兼ね合いでございまして、私は強いてこれをどうせよといふやうな問題ではないと考へております。

○委員外議員(平沼彌太郎君) 長期信用銀行法案についての御質疑がございまして……

○小林政夫君 銀行局長にお伺いしますが、この開発銀行法の第三十九條で、会計検査院の検査は一応「開発銀行からその業務の委託を受けた銀行」を、今度の改正で「その他の金融機関」といふやうに、範圍を「その他の金融機関」まで拡げるといふことではあります。開発銀行の融資を受けた融資先については会計検査院は検査できないといふことですか、反面解釈は……

○政府委員(福田久男君) 会計検査院の検査の規定であります。銀行その他の金融機関と拡げましたのは、委託を受ける委託先の金融機関の範圍を他の條文において拡げたためであります。それから会計検査院の検査をいたします相手方は、委託を受けた金融機関におきましては開発銀行の一種の手足として動いてゐるといふ意味合いにおきまして、開発銀行に対する会計検査院の検査がそこまで及ぶという趣旨で設けられたわけでございます。他方融資先では金を貸したという關係だけで、政府機関そのものに対する検査権をそこまで及ぼすことは少し行過ぎではないかといふやうに考へられます。

○委員外議員(平沼彌太郎君) この両案に對する大蔵大臣に対する質疑は大体終了したものとしまして、差支えございませんか。

○國務大臣(池田勇人君) それでは午前の委員会はこれを以て休憩いたします。

午後零時十九分休憩
午後二時三十一分開會
○委員外議員(平沼彌太郎君) 大蔵委員会を再開いたします。長期信用銀行法案について來議院で修正された案が回付されておりましたので、この法案の政府當局の説明を聞くことにいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 閉鎖機関の金が百億ほどございまして、食糧証券を抱いておつたと聞いておりますが、最近これを一部の銀行に預けてゐるやうに承知してゐるのであります。御承知の通り閉鎖機関の金は清算人がその責任においてやるのでございまして、大蔵大臣がとやう清算人に命令するといふことは如何かと思ひます。又資金の性質上、これを一般の政府資金のやうに全国の銀行とか、或いは二百の信用金庫とか或いは七十の相互銀行に預ける、こゝろ全部の金融機関に分けて預けるというわけにも行きません。私はこの閉鎖機関の百億の金が食糧証券なり、或いは一部の銀行に預けられることは適當だと思ひますが、政府資金を一般の金融機関に預託するやうに、何百の口数に分けるというやうなことを清算人に命令するわけには行かんと思ひます。これは考へようでございまして、閉鎖機関の清算人が食糧証券を持つておらうが、やはり銀行預金をしようが、やはり同じことなんで、日銀が持つ食糧証券の問題、預金部の持つ食糧証券の額の問題、こゝろいろいろの兼ね合いでございまして、私は強いてこれをどうせよといふやうな問題ではないと考へております。

○委員外議員(平沼彌太郎君) 長期信用銀行法案についての御質疑がございまして……

○小林政夫君 銀行局長にお伺いしますが、この開発銀行法の第三十九條で、会計検査院の検査は一応「開発銀行からその業務の委託を受けた銀行」を、今度の改正で「その他の金融機関」といふやうに、範圍を「その他の金融機関」まで拡げるといふことではあります。開発銀行の融資を受けた融資先については会計検査院は検査できないといふことですか、反面解釈は……

○政府委員(福田久男君) 会計検査院の検査の規定であります。銀行その他の金融機関と拡げましたのは、委託を受ける委託先の金融機関の範圍を他の條文において拡げたためであります。それから会計検査院の検査をいたします相手方は、委託を受けた金融機関におきましては開発銀行の一種の手足として動いてゐるといふ意味合いにおきまして、開発銀行に対する会計検査院の検査がそこまで及ぶという趣旨で設けられたわけでございます。他方融資先では金を貸したという關係だけで、政府機関そのものに対する検査権をそこまで及ぼすことは少し行過ぎではないかといふやうに考へられます。

○委員外議員(平沼彌太郎君) この両案に對する大蔵大臣に対する質疑は大体終了したものとしまして、差支えございませんか。

○國務大臣(池田勇人君) それでは午前の委員会はこれを以て休憩いたします。

午後零時十九分休憩
午後二時三十一分開會
○委員外議員(平沼彌太郎君) 大蔵委員会を再開いたします。長期信用銀行法案について來議院で修正された案が回付されておりましたので、この法案の政府當局の説明を聞くことにいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 閉鎖機関の金が百億ほどございまして、食糧証券を抱いておつたと聞いておりますが、最近これを一部の銀行に預けてゐるやうに承知してゐるのであります。御承知の通り閉鎖機関の金は清算人がその責任においてやるのでございまして、大蔵大臣がとやう清算人に命令するといふことは如何かと思ひます。又資金の性質上、これを一般の政府資金のやうに全国の銀行とか、或いは二百の信用金庫とか或いは七十の相互銀行に預ける、こゝろ全部の金融機関に分けて預けるというわけにも行きません。私はこの閉鎖機関の百億の金が食糧証券なり、或いは一部の銀行に預けられることは適當だと思ひますが、政府資金を一般の金融機関に預託するやうに、何百の口数に分けるというやうなことを清算人に命令するわけには行かんと思ひます。これは考へようでございまして、閉鎖機関の清算人が食糧証券を持つておらうが、やはり銀行預金をしようが、やはり同じことなんで、日銀が持つ食糧証券の問題、預金部の持つ食糧証券の額の問題、こゝろいろいろの兼ね合いでございまして、私は強いてこれをどうせよといふやうな問題ではないと考へております。

○委員外議員(平沼彌太郎君) 長期信用銀行法案についての御質疑がございまして……

○小林政夫君 銀行局長にお伺いしますが、この開発銀行法の第三十九條で、会計検査院の検査は一応「開発銀行からその業務の委託を受けた銀行」を、今度の改正で「その他の金融機関」といふやうに、範圍を「その他の金融機関」まで拡げるといふことではあります。開発銀行の融資を受けた融資先については会計検査院は検査できないといふことですか、反面解釈は……

○政府委員(福田久男君) 会計検査院の検査の規定であります。銀行その他の金融機関と拡げましたのは、委託を受ける委託先の金融機関の範圍を他の條文において拡げたためであります。それから会計検査院の検査をいたします相手方は、委託を受けた金融機関におきましては開発銀行の一種の手足として動いてゐるといふ意味合いにおきまして、開発銀行に対する会計検査院の検査がそこまで及ぶという趣旨で設けられたわけでございます。他方融資先では金を貸したという關係だけで、政府機関そのものに対する検査権をそこまで及ぼすことは少し行過ぎではないかといふやうに考へられます。

○委員外議員(平沼彌太郎君) この両案に對する大蔵大臣に対する質疑は大体終了したものとしまして、差支えございませんか。

○國務大臣(池田勇人君) それでは午前の委員会はこれを以て休憩いたします。

午後零時十九分休憩
午後二時三十一分開會
○委員外議員(平沼彌太郎君) 大蔵委員会を再開いたします。長期信用銀行法案について來議院で修正された案が回付されておりましたので、この法案の政府當局の説明を聞くことにいたします。

れるということになりますと、業者で
ある系統団体が食糧庁から拂下げを受
けます配給米等につきまして、その拂
下資金を延納いたしますような場合
に、農林中央金庫がこの延納について
保証するということもできるわけ
であります。で、資金の枯渇期にお
ける資金量の不足を補う上に極めて重
要な機能を営むということがこの保証
を求めようという趣旨でございます。

次に修正の第二点は、農林中央金庫
が主務大臣の認可を受けまして、国、
公共団体、又は銀行その他の金融機関
の業務の一部を代理することができ
るといたしました点であります。この規定に
基きまして、この中央金庫が日本銀行
の代理店となつて国庫金の出納、それ
から国債に関する事務を取扱つたり、
或いは地方公共団体の金庫事務を取扱
つたり、こういうことによりまして農漁村
を対象とする所屬団体に對しまして納
税、それから国債事務の取扱ひ、地方
公共団体の公金の出納、そういう方面
におきまして大きな利便を與えること
となるわけでありまして、それから先般
農地証券の買上償還、或いは漁業権証
券の資金化等に際しまして痛感せられ
ました不合理も解消することとなるわ
けであります。或いは又半面系統団
体の信用の向上、或いは貯蓄増強にも
資することができ、こういう趣旨で
ございまして、この類似の規定は現に商
工組合中央金庫にもございまして、そ
れと歩調を合致する意味もあるわけ
でございます。これが今般の衆議院にお
ける修正の二つの重要な点でございま
す。

○田村文吉君 別に政府で修正された
わけではないので、衆議院で修正され

たのですから、とやかく政府に伺うの
もおかしいのですが、何だか法律の体
裁形式の上から言つてこんなところで
そういう問題をきめることが一体適当
なんでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 政府として
実はそれは提案申上げておられないので
答弁もむずかしいのであります。衆
議院で今お話し上げましたように共産
党及び一部会派を除く全会派で修正と
いうことになっておりますので、私ど
もはここで意見を申上げることが差控
えさせて置きたいと思ひます。

○田村文吉君 大蔵関係で大方こうい
うような前例はたくさんあります。か
らうような前例はたくさんあります。か
らうような前例はたくさんあります。か
らうような前例はたくさんあります。か

○政府委員(河野通一君) これに類す
るような前例は余り実はないかと存じ
ますが、ただこの場合にはこの法律の
附則で直しましても直つた以上はもう
農林中央金庫法自体の中に入るわけ
でありますから、條文をいろいろ御覽願
うについては別に支障はない。ただ直
し方が、手続が適当であるかどうかと
いうことについては私から御意見を申
上げることは控えたいと思ひます。

○田村文吉君 わかりました。

○小林政夫君 その農林中央金庫の第十
三條の第九号ですか、「主務大臣ノ認
可ヲ受ケ國、公共団体又ハ銀行其ノ他
ノ金融機關ノ業務ノ一部ヲ代理スルコ
ト」とあります。農林中央金庫所屬
の農協等が公共団体預金の受入等につ
いて大分摩擦を起している。それで、
いうことはさつきの大月君の説明の中
にもありましたが、県等、地方公共団
体の指定金庫にしようということが改
正者の意図に含まれておるかどうか。

○政府委員(大月高君) この條文から

申しますとやはり得ることになると思
います。

○大矢半次郎君 長期信用銀行法が成
立いたしますと、先ず第一に考
えられるのは現在の興業銀行なんです
が、これに変わつて行くのではなからう
かと思ひますが、この長期信用銀行法
案の第六條に規定してある業務の範圍
と、現に興業銀行が営んである業務の
範圍とがどういふ点において異同が生
じて来るか、御説明願ひたい。

○政府委員(大月高君) この第六條に
より長期信用銀行の業務と現在日
本興業銀行が営んでおります業務との
主要な差異は、この第一号と第三号に
あると存じます。第一号におきまして
は、「設備資金又は長期運転資金に関
する貸付」云々ということございま
す。長期資金に限つておられるわけ
であります。そして短期資金に關しまし
てはこの第二項によりまして「受け入
れた預金及びこれに準ずるもの合計
金額」というように限定がございま
す。興業銀行の現在の營業方針とい
たしましては精神的にはこれと同じこと
でございまして、併し短期金融の面に
おきましては必ずしも預金及びこれに
準ずるもの合計額というものを目安
としてやつておられるわけはございま
せん。従つて現在のところ若干整理を要
する預金があるかと存じます。この処
置につきましては長期信用銀行法の施
行まではまだ若干の時間もございま
すし、施行になりまして一年以内に整
理を要するということもありません。そ
れから金額も殆んど問題にならないわ
けでございまして、さして支障はない
かと存じております。それから預金
の受入面におきまして、現在におき

ましては店舗も少うございまして、營
業方針として積極的な預金吸収をやつ
ておりません。併しこの規定から申し
まして、若干外れておる預金も現実に
はございまして、金額は多くございま
せん。従ひましてその面の預金の受入を
若干制約する必要も起るかと思ひま
す。これも経過規定がございまして
で、實際の移り変りには差支えがない
ものと存じております。

○大矢半次郎君 そういたしますると
いふと、結局資金の運用面においても
設備資金又は長期運転資金を主とする
ことになるからして、短期の運転資金
の貸付のようなものは相当制約を受け
る、それから預金の受入についても制
約を受けることいたしますと、
この法律制定によつて何が特に興業銀
行が仕事をやりよくなる、或いは何か
の方法で資金を獲得しやすくなるとい
う面はあるのでございませうか。

○政府委員(大月高君) 興業銀行自体
といたしましては、必ずしも具体的に
どうという問題はないと思ひますが、
ただ制度自体といたしまして、こうい
う制度がはつきりいたしますれば、預
金部資金による金融債の引受けという
点につきましても、新しい長期信用
銀行として特別に積極的な引受けとい
うこともできる。それからこういふよう
に銀行の性格といたしまして一般の商
業銀行と競争しないのであるといふこ
とが法的に確立いたしますれば、一般
の普通銀行との間もますます円滑にな
るといふようなことが期待されるわけ
でございまして、制度を確立すること
によつて、現在興業銀行としてもそ
ういふ精神ではやつておられるわけ
でございますが、法律的に制限があるわけではご

ざいませぬ。性格としてはいつでも変
り得るわけでございます。それをほつ
きりいたしました性格を以て長期の融
資というものに専念し得る態勢をと
る、そういう意味において全体として
の制度といたしまして長期資金の確保
に資する、こういうことだと思ひま
す。

○大矢半次郎君 資金運用部資金の金
融債の引受けについては一定の枠がは
め込まれておつて、現在でもその枠の
範圍内においては十分それを利用して
おられるのであります。将来長期
信用銀行を育成をして行く上におい
て、あの資金運用部の資金の金融債引
受の枠を緩和するといふようなお考
えでもあるのでございませうか。

○政府委員(河野通一君) この問題は
先般大矢さんの御質問にお答え申上げ
たいと思つておりますが、資金運用部の資
金による金融債の引受けにつきまして
は、現在お話しのように非常に嚴重な制
限がございまして、これを全部一挙に
取拂つてしまつて無制限にするのがい
いか悪いか、この点については十分考
えなければならぬと思ひますが、い
れにいたしましては現在の非常にリジ
ットな制限方式は何かの意味におい
て緩和いたして参りたい、かように考
えておられる次第であります。これは御承
知の通り法律で実ははつきり書いてご
ざいまして、適当な時期に国会のほう
に御審議をお願いしたいといふふう
に考へておられる次第であります。まだ具
体的にどこをどうしようといふことま
できまつておりませんが、今の非常に
嚴重な制限は或る程度緩和したい、か
ように考へております。

○大矢半次郎君 貸付のほうで短期資

金に比べて長期資

金の貸付は相当制限しておりますが、私は美蔭長期信用銀行の将来の運営上果してこういうふうな嚴重な制限をすることがいいかどうかという問題は一つの問題だらうと思う。それは経済界が比較的平穩のときならよろしいのでございませうが、一旦経済界が悪化したような場合に、即ち長期信用銀行が相当その貸付先の面倒を見なければ普通銀行がこういう場合に果して短期金融をうまくやつて行けるかどうか非常に懸念される点があると思つてはおりますが、それらの点についてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大月高君) この銀行が長期の金融を支柱にいたしましたので、大きく企業金融をやる、その企業の運轉資金は一般商業銀行がやる、こういうことにはいたしません、仮に不況になるといふ場合に果してそれは商業銀行が面倒を見るかどうか、こういうことであると思つております。併し現実には銀行から大きく金が仮に出ている会社がございますとすれば、最終的な責任はやはり長期信用銀行が全部金融の面で負うわけでございまして、一般の商業金融といたしましては確実なる商業手形その他安全な手段を講じて融資をするということになると思つております。従ひまして企業の先行が不安であるから、必ずしもほかの銀行から短期の金融を受けられない、こういうことはないだらうと考へております。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようです。御異議は終了したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に移ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいたします。ただ金融制度懇談会の委員として列席をしておつたので、いろいろ意見を申し上げることは審議の際に差控えておりましたが、その委員会の結論を政府においては十分体して運用されることを特に要望をいたします。

それから農林中金の、特に先ほど質疑をした第九号の改正については、既存の金融機関との摩擦については十分運用の面において留意されんことを要望いたしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようです。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(長平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

長期信用銀行法案を衆議院送付案通り可決すべきことに賛成のかたの御挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願います。
それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

- 多数意見者署名
下條 恭兵 黒田 英雄
菊田 七平 岡崎 眞一
森 八三一 大矢半次郎

小林 政夫 西川甚五郎
田村 文吉

○委員長(平沼彌太郎君) 次に国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加盟に伴う措置に関する法律案、右について内容説明を聴取いたします。

○政府委員(石田正君) 本法案につきましては提案理由をいたしましてすでに御説明してあります次第でございますが、なおこの機会におきまして若干これを補足させて頂きたいと存じます。国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加盟の経緯について先ず申し上げます。

昨年八月九日、日本政府はこの両者に対して加盟の申請をいたしましたのであります。その後本年の一月二十三日になりまして、基金の当局から日本の割当額を二億五千万ドル、金の拂込額を六千二百五十万ドルにする旨の内示がございました。このことは国際復興開発銀行について見ますならば、割当額はやはり二億五千万ドルであり、ドルの拂込額は五百万ドルということに相成る次第でございます。政府といたしましては国際通貨基金に對しましてこの條件を検討いたしました結果、四月の十八日に加盟することを閣議決定いたしましたのでございます。そしてその旨四月の二十三日にワシントンの在外事務所を通じて、基金当局に伝達いたしました次第でございます。

この五月の二十九日になりまして、基金及び銀行総務会におきまして、正式に右の條件による日本の加盟の承認をする。ことに相成つた次第でございます。つきましては本法案の條文につきま

して御説明を申し上げたいと存じます。第一條でございますが、これは法律制定の目的を規定いたしておるのであります。我が国が基金協定及び銀行協定へ加盟するに伴ひまして、出資の拂込その他各種の事務を履行することとなるのでございませうが、そのうち国内的に、法的措置を講ずるところの必要があるものにつきまして所要の規定を設け、協定の円滑な履行を確保するといふことがこの法律制定の目的でございます。

次に第二條でございますが、出資額につきましては我が国は基金に總額二億五千万ドル、邦貨に換算いたしまして九百億円、銀行にも同じく二億五千万ドルをそれぞれ出資する旨を規定いたしておるのでございます。この出資をいたします場合は二億五千万ドルと申しますのは、現在国際通貨基金に加盟いたしておるところの国におきましてこれより多い割当額を有するものは七カ国でございます。

それから次に第三條でございますが、これは出資の方法を規定いたしておるのでございます。第一に国際通貨基金に對しましては支拂方法というものは次の二つの部分に分れるのであります。割当額二億五千万ドルの二五％に当ります六千二百五十万ドルに相當する分、これは邦貨にいたしまして二百二十五億円に相成るのでございませうが、これは金で加入前に支拂うということに相成ります。残りの七五％に當る一億八千七百五十万ドル、邦貨にいたしまして六百七十五億円相當額というものは、円で加入後に支拂うということに相成ります。そこでこの円で支拂います部分のうちで、円貨で支

拂を要しますところのものは割当額二億五千万ドルのほぼ一％に當るところの十億八千万円でございます。残り九割は政府の発行する無利子且つ譲渡禁止の一覽拂の証券で出資するといふことに相成るわけでございます。第二に国際復興開発銀行に對しましては、その拂込方法は基金の場合と違ひまして三つの部分に分れます。第一は總額二億五千万ドルの二％に當る五百萬ドル、これは邦貨に換算いたしまして十八億円、これは金又は米ドルで加入前に支拂うことに相成ります。次に總額の一八％に當りますところの四千五百萬ドル、即ち邦貨に換算いたしまして六十二億円に相當するものは円で同じく加入前に支拂います。この場合円で拂込を要しますのは、この四千五百萬ドルの一％に當ります一億六千二百萬円であります。残額は基金の場合と同様に一覽拂の証券で出資することができるとでございます。それから最後に總額の八〇％に當りますところの額は、加入後銀行から催告のあったときに金又は米ドルその他の通貨で支拂うということに相成つておるのでございます。

そこで第三條及び第四條につきましては予算措置との關係が起つて来るわけでございます。本加入に伴うところの予算措置につきましては、昭和二十六年年度の補正予算におきまして二百億円を計上済でございます。そこでこの二百億円を今申しましたような加入のための出資に割当てたための使用区分をいたしまして次のように考へておる次第でございます。第一に百八十億円で外國為替特別會計の保有いたしてありますところのドルの五千萬ドルを買い

まして、次に五百万ドルはドルのまま
で以て国際復興開発銀行のほうの出資
に充てます。残りの四千五百万ドルで
金地金をアメリカで買いました。基金の
出資に充てようと思つてあります。

金又は米ドルで出資を要するところの
先ほど出資を要するところの、先ほど
申上げました六千七百五十万ドルのう
ちから、右の五千万ドルを差引きまし
た一千七百五十万ドルに相当する金に
つきましては、これは量で申しますと
ほぼ十五トン六百キログラムに相成り
ますが、これは日本銀行の保有金から
買入りたいと思つておるのでありま
す。この額は円にいたしまして、帳簿
価格で約五千四百万円と相成ります。

基金に對しまして十億八千万円、それ
から銀行に對して一億六千二百万円を
円貨で支拂うことにいたします。最後
に残額の約七億四千万円につきまし
ては、金地金を輸送いたしましたり或
いは改鑄いたしましたりするような経費
に充たし、こういふように考へて
おるわけでございます。そこで今申し
ましたうちで、日本銀行の所有金
地金を同行の帳簿価格でありますこと
の二百九十ミリアグラムにつきまして
一円、即ち一グラム三円四五銭で買
入れました。これを基金に對する金に
よる出資の一部に充てることのできる
こといたしましたのは、これは二百
億円の予算の範囲内で出資を完了する
というこの上におきまして、こうい
ふ方法が適當であらうかと考へたから
でございます。なおこの買入価格と現
在政府が貴金屬特別会計で金地金を買
入れておきますところの価格、即ち一
グラムにつきまして四百一円との間
は相當大きな差があるわけでございます

ですが、この差額につきましては別に法
律によりましてその処理を定めるとい
うことをここに規定してあるわけでご
ざいます。

第五條は國債の發行の規定ござい
ます。基金及び銀行に對しまして本邦
通貨で出資を要するところの金額のう
ちで直ちに現金を以て拂込をする必要
があるところの金額、即ち基金に對し
ましては六百六十四億二千万円、銀行
に對しましては百六十億三千八百円、
合計八百二十四億五千八百万円とい
うのは基金協定の第三條五項、それか
ら銀行協定第五條第十二項によりまし
て國債を交付して出資に代えることと
いたしました。これに必要な國債を發
行することができるといふふうに規
定しておるのでございます。この國債は無
利子でございます。後に述べます通
りに、日本銀行が政府の命令により
まして買取る場合以外に譲渡を禁止さ
れておるのでございます。

それから第六條乃至第十條は國債の
償還等につきまして規定いたしてお
るのでございます。基金及び銀行に出資
に代へまして交付いたしました國債
は、これは協定書から申しましたも
と、基金又は銀行からこれを現金にし
てもらいたいという請求を受けました
場合には、二十四時間以内に本邦通貨
で支拂わなければならないものでござ
います。従いまする場合には、仮に償還財源が
不足いたします場合には、銀行に
まするので、そういう場合には銀行に
この國債を買取らせまして、そうして
基金又は銀行の要請に應ずることとい
たします。そうしてこの日本銀行が買
取つた國債につきましては、これは利

子その他償還期限等を一般の國債の發
行條件に準じまして定めることとした
した次第であります。この國債の償還
及び利子の支拂につきましては、一般
の國債と同様に國債整理基金特別會計
を通じて行うという原則はとつておるの
でございますが、併しながらその償
還財源をどれだけ入れるか、こういう
ような問題につきましては、國債整理
基金特別會計法の第二條の規定により
まして万分の十六以上を年々繰入れる
というふうなことをしないで、別途予
算の定むるところによりまして一般會
計から國債整理基金特別會計へ繰入れ
ることとした次第でございます。

その理由は、先ほど来申上げましたよ
うな工合に、要求がありません場合に
おきましては、償還という問題は起ら
ないのであります。どういふ金額が
要求されるかは不測であります。の
で、こういうふうな工合にいたした次
第でございます。

それから十一條と十二條におきまし
ては基金との取引關係及び寄託所につ
いて規定いたしております。基金と我
が國との間におきましては、必要な他
の基金加盟國通貨の本邦通貨又は金に
よる買入れであるとか、或いは基金の
保有いたしておりますところの本邦
通貨の買入れであるとかいふような工
合に、いろいろと通貨の賣買取引が行
われることと將來予想せられるのでご
ざいます。それらのことが現実に起
りました場合に、これらは外國為替資
金特別會計を通じて行うことにな
ります。それから基金協定の十三條の二項
とか、或いは銀行協定の第五條十一項
とかという規定がございます。これに

よりますると、加盟國は自國通貨をど
こへ寄託しておくかというその寄託所
を指定しておくかというその寄託所
に相成つておるのでございませ
う。その關係におきまして、我が國に
つきましてはその寄託所は日本銀行で
あるということ指定できますよう
にいたしたのが第十二條ございま
す。

大体法案の内容の主なる点につきま
して一応御説明いたしました次第で
ございます。

○小林政夫君 この法案の内容の説明
は今伺つたんですが、大体この協定
のものについて一応説明を聴取した
と思つております。

○政府委員(石田正君) 協定そのもの
は非常に龐大でございます。これを
一々逐條説明するといふのはなな
大変なものでございまして、御質疑でも
ありますればそれにお答えをす
るといふふうにお取計らい願えませ
んものでございませうか。

○小林政夫君 勿論都合はいたしません
が、あなたのほうで説明しておかな
ければならぬと思はれる点だけ説明し
て下さい。

○政府委員(石田正君) 國際復興開發
銀行のほうから申上げますと、加
盟に伴いますところの主な点につ
きましては、大体先ほど申上げたよ
うな点が主でございます。それに従
いましてこの法律案といふものができ
ておるわけでございます。それからそ
ういふこの國際復興開發銀行から借入
るにおきましますか、そういう場合
突にその問題が起つて参りましたとき

に銀行といふ／＼と話をいたしました
きめて参るといふようなことに相成
るわけでございます。まあこの銀行とい
いますものは直接貸付けるということ
を一番初めから目的とするのではなく
して、ほかのチャンネルによりまして
協定ができないものについてこれを供
給いたして行くかというふうな考へで
大体成つておるのでございます。それ
から又できれば民間の資金供給と合
せて共同融資と申しますか、そういう形
が望ましいといふふうな精神でできて
おるのでございますが、實際問題とい
たしましては直接貸付と申すという場
合のほうは今までの例から申しますと
大多数であらうと思つております。

それから國際通貨基金協定のほうに
つきましては、これもやはり出資關係
につきましては大体申上げたもので
ございまして、然らばこの通貨基金に
入つた結果どういふふうな、何と申
しますか、利用ができるのかという点で
あります。この点につきましては
割当額の二五％を金又はドルによつて
出資するということ先ほど申上げた
のであります。この國際通貨基金の
資力の使用方法につきましては、毎年
二五％ずつ五年間まあ買入ができる
と申しますか、と大体御觀念願つたら
どうかと思つてあります。即ち二五％
の第一年間におきましてその部分だけ
の買入しができる、翌年に又二五％が
できる、そういうことが四年間続
きますと、結局割当額だけの、拂込額を除
きまして、割当額に相当するものだけ
他國通貨の買入ができる、こういう
ふうな規定に相成つておる次第でござ
います。それからこの基金に加盟いたし

ました結果、どういふ一体義務が生ずるか、利用の面ばかりでなしに、制約される面ではどういふものがあるというところにつきましては、一番大きな問題といたしましては、この協定の趣旨から申しまして、国際経済に對しまして、自分の国の利益だけから非常大害を及ぼすような行為をしてはいけないというところが根本に流れておると思うのでございます。その關係から申しまして、自国の平価と言いますか、これを勝手に変えてはいけないということが一つ出て来ると思ふのであります。併し、この平価の変更につきましても、これを絶対にいけないというふうな工合にいたしますことは、これは實情に適しないのであります。国際通貨基金のとつておきますところの考へ方は、平価の変更につきましては事前に基金に協議をしてもらいたいということが第一でございます。その基金に對するところの協議がございした場合に、当初定めました平価の％を超えないときには基金は異議を唱えないということに相成つております。それから先の問題につきましては、基金は場合によりましては異議を唱えることができるのでございますが、そのイエスカノーカにつきまします回答を長く延ばされては困るといふ点を配慮いたしまして、それにつきましましては、一〇％を超えるが二〇％を超えない場合におきましては七十二時間以内にその態度を明らかにしなければならぬ、それからしてそれよりも更に大きな幅の平価の変更がある場合には七十二時間を越えることができるのだというところで、何と申しますか、理想と現実の調和をいたしておるといふ

ように考えられるのではないかと思ひます。それから我が國の關係から申しましてもう一つ重要な点は、要するにこの基金協定の目的といたしておきまるところは、多角的決済というところ、それからして為替の何と申しますか、管理というものを漸減して行きたいというところに大きな問題があるわけでございます。この基金協定自体を申しますと、大体この協定が戦後の五カ年間というものを目標といたしまして、その間に為替管理というものをやめようというものが初めの趣旨であつたわけでございます。併しながら、實際間の経済実情というものは御承知の通りでありまして、為替管理を撤廃し得た国或いは為替管理を初めからしない国というのはアメリカその他極く少数しかないのでございまして、各国とも為替管理を継続せざるを得ないというふうな實情に相成つておるのでございまして、日本の場合に、為替管理を加入と同時にやめなければならぬかというふうな問題につきましましては、我々は實情をいたしまして、そういう懸念はないものと考えておるわけでありまして、勿論さればと言ひまして、日本といたしましては、為替管理を強化する一方であるというふうな態度は、これは日本みずからといたしましてもとるべきではないのでありまして、情勢の許すに從ひまして為替の制限というものは漸次撤廃して行くというふうな工合に持つて行くことが望ましいというふうなことを考へておる次第であります。

それから基金との取引につきましましては、これは勝手な民間の機関とやるといふようなものではないのであります。て、國の國庫自身、或いは中央銀行、或いは為替安定基金と申しますか、その他これに類するところの財務機関だけを通じて取引ができるということに相成つております。この取引ができませんような場合につきましては、先ほど申上げたのであります。その大体のところは申上げましたが、それに関連いたしましていろいろと細かい問題が起つて参るわけでございます。又規定の上から言ひましても非常に複雑な問題が起つて参るのでございしますが、それらの点につきましては、又御質問がありましたらはお答えするといふような工合に取計らいたいと思ひます。

なお、為替管理の点につきましてもこの基金協定というものが一つの特色をなしておりますのは、為替取引を資本取引と經常取引とに分けまして、そうして先ほど申上げたような工合に、為替制限というものは成るだけ撤廃したいというふうな考えを持つております。一九三〇年代におきましても、短期の資本が國際間を移動いたしましたために非常に混亂を生じた。投機が盛んになり、或いは各國の通貨制度の根本を揺がすというふうなこともございまして、この資本の移動の点につきましましては、為替の制限と申しますか、或いは統制と申しますか、そういうこととはやつたはりがむしろよいのではないかと、いふような氣持を持つております。なお、資本の問題に關係いたしましては、國際通貨基金というものは、こういう資本取引というものによつて起りますところの外貨の不足を加盟國に對して補填してやろうというふうな機

構にはなつていないのでございまして、經常取引から起つて来るところの資金の足りない部分、これを補おうといふのが本旨でありまして、資本取引に關するような分につきましては、むしろこれを國際復興開發銀行のほうに委ねる、こういうふうな思想が流れておる次第でございまして、御理解が甚だ簡單でございまして、御理解が得られなかつた憾みがあるかと思ふのでございまして、一応この程度にさして頂きたいと思ひます。

○小林政夫君 いずれ逐條的にあとから御質問いたしたいと思ひますが、先ずその前に資料をお願いしたいのは、この國際通貨基金の今までのやつたことですね。今の通貨基金のほうは、短期の対象、その実績、それから世界銀行のほうの融資の状態ですね。私も一通り資料は持つておりますが、成るべく新しい資料をお願いしたい。貸付金の性質及び世界銀行の出した相手方のいわゆる私企業であるか、政府機関であるか、政府機関であれば単一の目的とした単一のものであるか、或いは一般的な日本で言へば日本開發銀行のようなものであるか、或いは直接政府かといふような、世界銀行の資金を受入れた相手機関の性質がよくわかるように、成るべく具体的に仕訳をしてもらつて、それと金額、期間といふふうな点を成るべく最新の資料をお願いしたい。

○政府委員(石田正君) 大体御趣旨わかりましたので、組合せがなか／＼複雑になりますと却つてわかりにくくなるかと思ひますので、いろ／＼な表を差上げまして御判断願ひたい、かように考へております。

○小林政夫君 それからもう一つ拂込について非常に例外があるのです。例へば通貨基金のほうは二五％の金出資、或いは世界銀行のほうは二〇％でしたか、こういうふうなことも各國一律には行つていないので、全然金出資をしていないところもあるといふふうな、出資の内容について、今まで加盟しておる各國の出資の金ドルの内訳といふようなことの資料も出して頂きたい。

○政府委員(石田正君) 提出するよりにいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) いつ頃までに提出して頂けますか。

○政府委員(石田正君) 明日中に成るだけ出したと思つております。或いは一部明後日に廻るものもあるかも知れませんが、できるだけ早く出したと思ひます。

○下條森兵衛君 議事進行について……今あつちの電源開發の連合委員会に私は委員外発言で発言をやつておつたんです。ところが今日連合委員会を開くといふことを前提にして今日は散会してしまいましたといふ要請があつたんです。で、私はたまたま連合委員会から大蔵委員会が脱退します際に欠席しておりましたので、何ら発言権はないのでありますけれども、聞くところによれば、必要に応じて更に連合委員会を申入れるかも知れんといふことので、私はその旨意見を開陳しましたので、大蔵委員会のほうとしては、一応大蔵委員会で協議しないうちにはもう

一回だけで連合委員会を打切るといふことに対してどういふ議論が出るかわからんから、そういう固い取極はしてもらいたくないといふことを発言しまして、それでも委員長が従来の慣例によつて善処するといふことで散会になつております。私がお願ひ申上げたいのは、私は今日まだ公益委員会その他へ対して資料の要求をして参つたところでございまして、願わくは、ほかに委員外発言か何かの手があるかも知れませんが、できれば連合委員会のうちにそういう資料も出て来て、それでやつてしまえるほうが非常に好都合と思ひますので、委員長のほうにおきましてそのようなお取計らいを一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。

只今下條委員から電源開発促進法案について経済安定との連合委員会をすることの申出がございましたが、その通り取計らつてよろしうございましてしよろしうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めてそのうらふうに委員長において取計らいます。

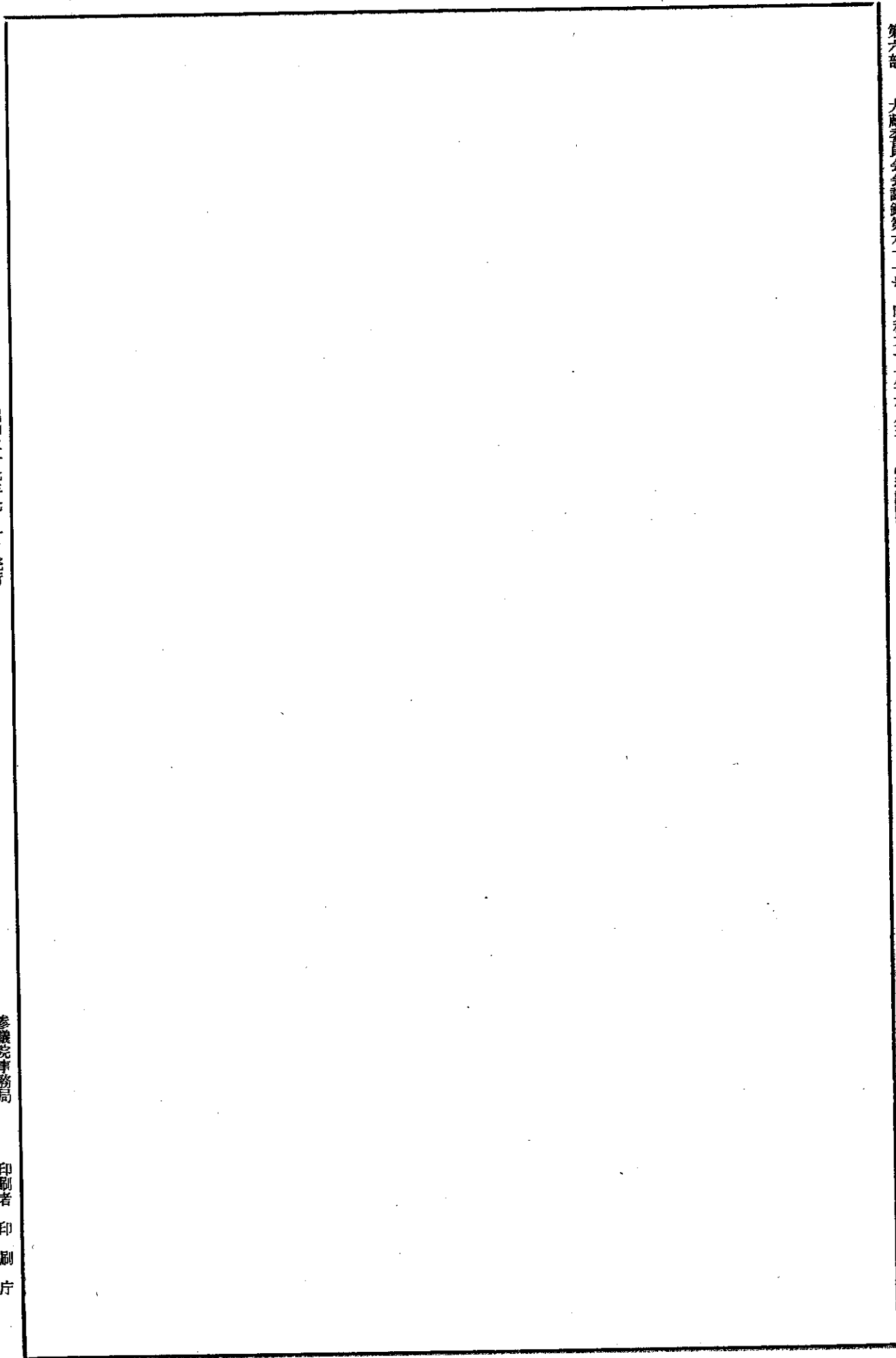
本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時三十一分散会

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された

一、製塩施設法案(予備審査のため)
の付託は四月二十三日)

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(予備審査のため)の付託は五月八日)



昭和二十七年七月九日印刷

昭和二十七年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片